

地域計画の推進状況について

1 要旨・目的

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、以下、「基盤法」という。）の改正法が令和5年4月に施行されたことに伴い、市町が策定することとなった地域農業経営基盤強化促進計画（以下、「地域計画」という。）の推進状況について報告する。

2 現状・背景

基盤法の改正法では、高齢化や人口減少が本格化する中、担い手への農地集積をさらに加速するため、人・農地プランを法定化し、令和6年度末までに市街化区域を除くすべての農地を対象に市町が地域計画を策定することとなった。

3 概要

(1) 地域計画策定までのスケジュール

項目	令和 5 年度	令和 6 年度
	～11 月 12 月 3 月	4 月 12 月 1 月 3 月
地域計画の区域設定	終了	
目標地図素案の作成	農地所有者等の意向を現況地図に反映	
協議の場の設置・運営	目標地図素案から地域計画案を作成	
地域計画の策定	地域計画案に対する意見を聴取して公告	

(2) 地域計画の区域設定状況（担当：市町）

基盤法に基づく基本構想を策定した20市町において、対象農地をカバーした区域設定が完了しており、令和7年1月末現在の区域数の合計は200となっている。

区域設定の考え方	市町（地域計画数）
市町全域	江田島市（1）、熊野町（1）、大崎上島町（1）
旧市町村等の広域	広島市（6）、呉市（5）、尾道市（5）、福山市（6）、府中市（2）、廿日市市（9）、安芸高田市（6）、北広島町（4）、神石高原町（8）
大字単位等複数の集落を含む区域	竹原市（9）、三原市（19）、三次市（34）、庄原市（22）、東広島市（36）、安芸太田町（10）、世羅町（13）
まとまった農地がある地域とそれ以外の地域	大竹市（3）

※府中町、海田町、坂町は基盤法に基づく基本構想を策定していないため地域計画の策定を要しない。

※地域計画数は今後の取組によって変動する可能性がある。

(3) 目標地図素案の作成状況（担当：農業委員会）

地域計画に添付する目標地図（農業を担う者ごとに目標年度（令和12年度）の農地利用状況を示した地図）の作成に向け、「農業を担う者」に位置付ける者の選定、現況の農地利用状況を示した地図の作成、農地所有者や耕作者の営農継続等の意向調査などに取り組んで反映させた目標地図の素案については、ほぼ全ての地区で作成作業が完了している。

(4) 協議の場の設置と運営状況（担当：市町）

全ての地域計画の区域に、農業者、市町、農業委員会、JA、農地中間管理機構、県等の関係機関による協議の場が設置されており、目標地図素案をもとに令和7年2月末を目途に、地域計画案の作成が進んでいる。

(5) 地域計画の策定（担当：市町）

これまでに4地区で策定が完了しており、令和7年3月末までに全ての区域において地域計画が策定される見込み。

4 県の取組状況と今後の対応

この間、市町や農業委員会からの要請による説明会への対応や、担当者を参集した意見交換会を開催した。

また、農業委員会サポートシステム等を活用した目標地図素案の作成に向けて、個別に農業委員会の取組状況を聞き取って課題解決に向けた対応を行ってきた。

多くの市町において、耕作者や農地所有者の農地利用に係る意向調査や、地域の農地利用の将来に向けた話し合いが進んでおり、規模拡大等の意欲ある担い手の意向や、担い手が利用可能な農地の情報が蓄積されている。

今後も、市町ごとの課題を把握して個別に解決策を提案するなどの支援を継続して行うとともに、策定後も蓄積された情報を活用して地域での話し合い等を継続し、地域計画の実行と見直しを支援していく。

さらに、地域計画によって明確化された農地利用状況や各市町で蓄積された情報を活用し、効果的な施策の検討を進めていく。